

資料 1 - 1  
(1)

平成 22 年 度

# 業 務 概 要

平成 22 年 4 月

社団法人 高知県森林整備公社

# 目 次

## I 森林整備公社の概要

1 設 立	1
2 沿 革	1
3 主 要 な 動 き	4
4 公社営林及び森農造林の現況	4
5 事 業 年 度	5
6 所 在 地	5

## II 経 営 組 織

1 社員と議決権数	6
2 役 員	6
3 組織機構及び役職員数	7

## III 経 営 方 針

.....	8
-------	---

## IV 業 務 の 概 要

1 業 務	9
2 経 営 別 概 要	9
(1) 公 社 営 林	9
(2) 教 育 の 森	1 1
(3) 森農センター造林	1 3
(4) 県営林造林事業の受託	1 3
(5) 森林・林業の普及啓発事業	1 3

## V 造 林 計 画 と 実 績

(1) 公 社 営 林	1 4
(2) 教 育 の 森	1 5
(3) 森農センター造林	1 6

## VI 平成21年度決算報告書（抜粋）

(1)貸借対照表総括表	17
(2)正味財産増減計算書総括表	17
(3)財産目録総括表	18
(4)収支計算書総括表	19
(5)キャッシュ・フロー計算書	20

## VII 平成22年度事業計画

1 基本方針	21
2 事業の実施方針	21
3 事業計画の概要	22
4 事業計画総括表	23
5 収支予算総括表	24

# I 森林整備公社の概要

## 1. 設 立

高知県森林整備公社の前身である高知県林業公社は、造林の進度の低い地域において急速かつ計画的に拡大造林を実施することにより、国土の保全、森林資源の造成を図ると共に、農山村経済の振興及び地元住民の福祉の向上を図ることを目的として、県及び関係団体の密接な連携のもとに、昭和36年9月に民法第34条に基づく社団法人として設立された。

## 2. 沿 革

### 昭和36年度

森林開発公団法が改正され、旧来の官行造林に代わって公団による分収造林が実施されることになり、当公社もこれに呼応提携することとし、3者契約の造林者として水源林造成事業に着手した。

### 昭和43年度

明治百年記念事業の一環として、明日の郷土を担う人材の育成を目指して、県下に一大学校林を造成し、青少年の自然への理解と、愛郷の精神を養うとともに、その収益で人的能力の開発向上及び教育施設の整備充実を行い、「土佐の森林から人材を」という理想の実現のため、昭和43年6月15日に「財団法人高知県教育造林事業団」を設立した。

### 昭和46年度

県営林事業の新植、保育事業等の受託を開始し、公社営造林事業と一元化して労務の安定確保を図りながら事業を効率的に実施することとした。

### 昭和53年度

昭和53年5月21日に開催された第29回全国植樹祭の会場となった甫喜ヶ峰用地を取得のうえ県に移管し、県の行う森林公園の造成に多大の協力をした。甫喜ヶ峰森林公園として開園後は、県からの公園維持管理事業を受託してきたが、平成11年3月31日をもって受託事業を終了した。

### 昭和58年度

明治百年記念事業の一環として、「財団法人高知県教育造林事業団」が昭和43年度から昭和50年度までに公社に委託して造成した1,500ヘクタールに及ぶ造林地が高知県行政制度研究会の提言に基づく「教育の森造成事業の移管及び推進に関する覚書(昭和58年2月24日付け)」並びに「造林契約上の地位の譲渡(昭和58年3月14日付け契約)」により、昭和58年4月1日から経営管理一切の権限を含めて公社に移管された。

### 昭和60年度

分収林特別措置法の改正により、林業公社が森林整備法人として位置づけられ、

特定保安林整備緊急造林事業を積極的に実施することとなった。

### 昭和63年度

既植林地取得事業を開始し、公社有林7団地213ヘクタール（造林面積204ヘクタール）を取得した。

### 平成2年度

「林業公社長期基本構想」（平成3年度から平成22年度までの20年間、平成2年3月27日付け高知県指令第628号高知県知事承認）を策定した。併せて基本構想に基づき、第6期経営計画を樹立し新植事業の拡大、森林整備、路網整備の拡充等を図ることとした。そのなかで、次年度からの新規分収造林契約については、分収割合（6：4→7：3）及び契約期間（60年間→80年間）を変更した。

### 平成5年度

「森林保全救急機構」を発足させ、平成9年度末までに緊急に整備を必要とする荒廃森林の整備を行った。

### 平成7年度

県が設置した「高知県林業公社活性化検討委員会」により「高知県林業公社活性化ビジョン」を提言された。

この提言を受けて公社は「高知県林業公社活性化構想」（平成7年12月11日付け高知県指令7森政第471号高知県知事承認）を作成し、これまでの経済林造成業務に加えて、林地保全や水源林造成といった公益的機能を高める公共性の高い事業を推進することとした。

また、「高知県森林整備公社第7期経営計画」（平成8年度から平成12年度までの5年計画）を樹立した。

### 平成8年度

社名を「社団法人高知県森林整備公社」に変更した。

### 平成9年度

林業労働力確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき、高知県知事から林業労働力確保支援センターの指定（平成9年3月28日付け高知県森政第696号）を受けて、雇用管理の改善や新たに林業に従事しようとする者への技術習得の為の研修、林業就業促進資金の貸し付け等を行うこととした。

### 平成10年度

県において出された公社改革基本方針「①公社業務を既契約林の保育・管理機能中心の体系へ転換し、主伐期に向けた体制に移行する」、「②県の業務等の一部を受託し、県と一体となって森林施策を進めていく団体として公社の機能を充実させる」、に沿って公社運営を行うこととした。

## 平成11年度

県営林造林受託事業に新たに収穫及び管理事業が加わり、公社営林と一体的に運営を行うこととした。

## 平成12年度

土佐山田町大平にある高知県森林総合センター内に開設された県立森林研修センター研修館の管理運営等業務を受託し、研修館の管理運営と森林・林業に関する研修を実施することとした。

また、当初予算で新植事業（5ha）を計画していたが、新植地としての適地がなく前年度末をもって新植事業が終了となった。

## 平成13年度

安芸、中央、須崎、中村駐在を廃止し、地元森林組合へ造林地の管理を委託することとした。

また、分収造林地の土地所有者に対して、所在等の確認及び意向調査を実施し契約延長事業に着手した。

## 平成14年度

県と公社で設置した「公的分収林経営改善検討委員会」により、分収林経営の具体的な問題を検討し、経営改善に向けた取組事項の提言を得た。

また、会計処理を企業会計から公益法人会計に移行した。

## 平成15年度

前年に得た提言を基に、5カ年間の「公社改革プログラム（経営改善実行計画）」を策定し、早期に効果の見込める経営改善策を中心に取組みを実施した。

## 平成16年度

経営改善の一環として、「林業労働力確保支援センター事業」を全て「財団法人山村林業振興基金」に移管することとなり、平成16年度末をもって業務を終了した。森林整備公社は森林経営に集中して取り組むこととした。

## 平成17年度

「高知県森林整備公社第9期経営計画」（平成18年度から平成22年度まで5カ年計画）を樹立し、効率的で収益性の高い収穫事業の実施に取り組むこととした。

また、分収林契約の期間満了に伴い、立木販売の推進体制、伐採計画等を定めたい向こう15年間の販売行動計画を策定した。

## 平成18年度

第9期経営計画に基づき、契約林の保育・管理を中心とした事業を行うなかで、間伐収入による増収対策に取り組む、また、長伐期施業に転換するため土地所有者との契約延長等経営改善に取り組んだ。

## 平成19年度

今後の経営方針・事業計画等のに関する計画書としての第9期経営計画書（第2期経営改善実行計画 平成18～24年度）を変更した。

また、会計処理を公益法人会計から新公益法人会計に移行した。

## 平成20年度

第9期経営計画書（第2期経営改善実行計画）に基づき、間伐材の販売による収益の増に向けた取り組みを積極的に実施した。

また、「美しい森林」共同整備特別対策事業を活用し、非皆伐施業推進計画を作成し、土地所有者に対する説明会を開催する中で非皆伐施業に向けた契約延長協議等を行った。

## 平成21年度

第9期経営計画書（第2期経営改善実行計画）に基づき、利用間伐を主体とした森林整備を実施するとともに、公社営2者造林地において、初めて分収造林契約の期間満了に伴う主伐（立木販売）を実施した。

また、県の賛助金制度の廃止に伴い県貸付金に変更となったことから、これまでの賛助金を一括して返還した。

## 3. 主要な動き

昭和36年8月31日	農林大臣設立許可
昭和36年9月4日	公社設立
昭和36年9月25日	発足
昭和43年6月15日	教育の森造成事業団設立
昭和58年4月1日	教育の森造成事業移管
昭和60年1月31日	森林整備法人に認定
平成8年4月1日	社団法人高知県森林整備公社に名称変更
平成9年3月28日	林業労働力確保支援センター指定
平成16年1月19日	本社事務所を高知市本町から同市朝倉へ移転
平成17年3月31日	林業労働力確保支援センター事業を山村林業振興基金へ移管

## 4. 公社営林及び森農センター造林の現況

区分	市町村数	団地数	契約面積(ha)	造林面積(ha)
公社営林	28	903	14,831	13,722
教育の森	20	116	1,633	1,494
森農センター造林	15	125	4,467	4,200
計	30	1,144	20,931	19,397

## 5. 事業年度

平成22年度

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

## 6. 所在地

本 社 高知市朝倉丁280番地2  
TEL 088-850-7870  
FAX 088-844-0180  
Eメール kssk@kochissk.jp  
ホームページ <http://kochissk.jp/>



## II 経営組織

経営組織については次のとおりである。

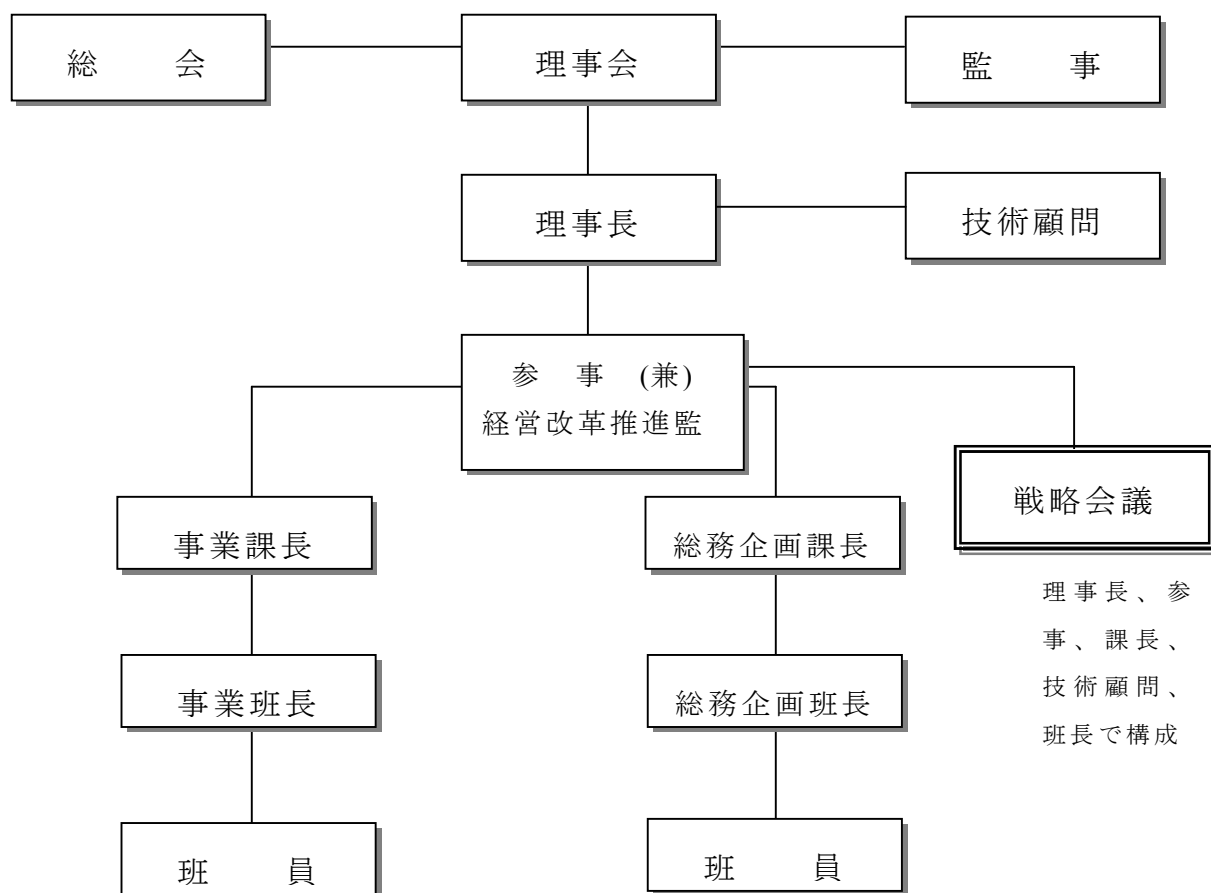
### 1. 社員と議決権数

高知県	9個	四万十町（市町村代表）	1個
室戸市（市町村代表）	1個	黒潮町（市町村代表）	1個
香美市（市町村代表）	1個	土佐清水市（市町村代表）	1個
大豊町（市町村代表）	1個	四国電力株式会社	1個
いの町（市町村代表）	1個	高知県森林組合連合会	1個

### 2. 役員

理事 12人	監事 2人	（平成22年4月23日現在）	
理事長		畠中伸介	
理事	高知県林業振興・環境部長	臼井裕昭	
理事	高知県教育委員会事務局教育次長	東好男	
理事	室戸市長	小松幹侍	
理事	香美市長	門口槇夫	
理事	大豊町長	岩崎憲郎	
理事	いの町長	塩田始	
理事	四万十町長	高瀬満伸	
理事	黒潮町長	大西勝也	
理事	土佐清水市長	杉村章生	
理事	四国電力株式会社高知支店長	国久清司	
理事	高知県森林組合連合会代表理事会長	戸田文友	
監事	公認会計士・税理士	田中章夫	
監事	高知県山林協会顧問	高橋重敏	

### 3. 組織機構及び役職員数



(平成22年5月1日現在)

役職員	人員	摘要
社員	10人	
理事	12人	
監事	2人	
職員	17人	

### Ⅲ 経営方針

公社は、森林資源の保続培養及び森林の持つ公益的機能の維持増進を図るとともに、農山村経済の振興及び人的能力の開発向上、山村における就労機会の創出、林業事業体の育成などの目的を達成するために事業を実施してきた。

しかし、公社経営は、木材価格の低迷など近年の林業を取り巻く厳しい環境のなかで非常に厳しい状況にある。そうしたことから、平成14年度には「高知県公的分収林経営改善検討委員会」の提言を受け、「公社改革プログラム（第1期経営改善実行計画：H15～H19）」を策定し、増収対策、金利低減対策、経費節減対策等に取り組み、平成20年3月に「第9期経営計画（H18～H22）」を変更（H18～H24）し、「第2期経営改善実行計画」として位置づけ、経営改善に取り組んでいるところである。

この第9期経営計画（平成20年3月変更）では、長期収支を改善することと事業活動収支差額の黒字化を目指すこととしている。

まず、長期収支改善のための取組としては、団地ごとの収支見通しに応じた利用間伐の実施、契約延長と分収割合の見直し、土地所有者の権利関係の整理などを行う。

また、既往借入金の支払利息を除いた事業活動収支差額を5ヶ年で黒字化する取組みとしては、経費の節減及び基盤整備と併せた利用間伐の推進による間伐収入の確保、さらに契約期間満了の事業地の立木販売による主伐収入の確保などの対策に取り組む。

今後、公社は、本格的な主伐期に向けた体制づくりを進め、収益性を重視した事業展開を行い、平成24年度の事業活動収支の黒字化（既往借入金の金利負担を除く）を達成し、借入金に依存しない事業展開に努め、長期的な経営収支の改善に向け積極的な取組みを実施する。

## IV 業務の概要

### 1. 業 務

- (1) 公社営造林事業
- (2) 教育の森造成事業
- (3) 森農センター造林の造林者としての事業
- (4) 県営造林事業の受託事業
- (5) 森林・林業の普及啓発事業
- (6) その他公社の目的達成のため必要な事業

### 2. 経営別概要

#### (1) 公社営林

##### ① 地上権設定期間別契約面積及び分収割合と方法 (平成22年4月1日現在)

区分	種 別	契約 期間	契 約 件 数	契 約 面 積	分 収 割 合 (単位：%)			
					所有者	森林 組合	市町 村等	公社
2 者 造 林	国 有 林	70	1	3.43	20			80
		80	44	346.80	20			80
	市町村有林	50	1	2.50	40			60
		80～	11	264.50	40			60
		80	3	81.52	30			70
	私 有 林	50	103	1,477.61	40			60
		60	60	818.30	40			60
		60	1	40.32	30			70
		70	10	228.06	40			60
		80～	646	8,760.71	40			60
80～		78	731.15	30			70	
計		958	12,754.90					
3 者 造 林	市町村有林	60	2	3.56	40	10		50
		80	3	24.50	40	10		50
	私 有 林	50	1	5.30	40	10		50
		60	107	331.26	40	10		50
		70	2	6.74	40	10		50
		80～	306	1,359.11	40	10		50
計		421	1,730.47					
新 3 者 造 林	市町村有林	80	5	35.01	50		25	25
	私 有 林	80	22	97.84	50		25	25
	計		27	132.85				
計	国 有 林	70	1	3.43				
		80	44	346.80				
	市町村有林	50	1	2.50				
		60	2	3.56				
		80～	22	405.53				
	私 有 林	50	104	1,482.91				
		60	168	1,189.88				
		70	12	234.80				
80～		1,052	10,948.81					

区分	種別	契約期間	契約件数	契約面積	分収割合(単位：%)			
					所有者	森林組合	市町村等	公社
合計		50	105	1,485.41				
		60	170	1,193.44				
		70	13	238.23				
		80～	1,118	11,701.14				
				1,406	14,618.22			

- 注) 1. 公社営新3者造林は粗収益から事業に要した費用(金利を除外する)及び期間中の収益を清算した純収益を分収する。
2. 収益分収の方法は、原則として造林木の売払い代金をもって行うものとするが、特別の事由がある場合については、材積をもって行う。
3. 公社営3者造林の森林組合は造林者である。  
公社営新3者造林の市町村等は造林費負担者である。
4. 当初契約年数別設定期間は概ね下記のとおりである。  
昭和36年度～昭和49年度契約にかかるもの：50年  
昭和50年度～平成2年度契約にかかるもの：60年から80年  
平成3年度～：80年  
平成13年度から80年を目途に契約延長に取り組んでいる。
5. 国有林は部分林契約、それ以外は分収林契約
6. 契約件数及び契約面積は契約ごとに集計している。

② 資金の調達

資金の調達については、造林補助金並びに高知県から県借入金と日本政策金融公庫及び市中銀行等からの借入金である。借入条件等については概ね次表のとおりである。公社営新3者造林については一般管理費を除く事業費について造林補助金等を差し引いた金額を市町村等2分の1、公社2分の1の割合で負担する。

なお、平成19年度以降は金融機関から新規に借入をしていない。

ア. 平成7年度末までの契約に係るものの資金調達表

調達先	調達内容	年利率	据置期間	償還期間	摘要
造林補助金	県の査定額	—	—	—	
日本政策金融公庫	補助事業：(事業費－補助金)×0.9	6.5%以内	25年 (35年)	40年 (50年)	( )は S62年度 以降適用
	補助事業：(事業費－補助金)×1.0 〔森林整備活性化資金〕				
	非補助事業：事業費×0.9	3.5%以内	25年 (35年)	45年 (55年)	
高知県	森林造成事業の実行に要する経費から造林補助金、公庫資金、及びその他の収入を差し引いた額	—	—	40年 (80年)	( )は H14年度 以降適用
市中金融機関	造林補助金、公庫資金及び賛助金の受入れまでのつなぎ資金	4.0%以内		1年	
	総経費から造林補助金、賛助金及び公庫資金の収入を差し引いた額	4.0%以内	3年以内	10年 (15年)	( )は H10年度 以降適用

イ 平成8年度からの契約に係るものの資金調達表（公社営新3者造林）

調達先	調達内容	年利率	据置期間	償還期間	摘要
造林補助金	県の査定額	—	—	—	
高知県	森林造成事業の実行に要する経費から造林補助金、市町村等負担金及びその他の収入を差し引いた額	—	—	費用精算時点	
市町村等	森林造成事業の実行に要する経費から造林補助金、賛助金及びその他の収入を差し引いた額	—	—	費用精算時点	
市中金融機関	造林補助金、賛助金及び市町村負担金の受入れまでのつなぎ資金	4.0%以内	—	1年	

(2) 教育の森

① 地上権設定期間別契約面積及び分収割合と方法（平成22年4月1日現在）

区分	種別	契約期間	契約件数	契約面積	分収割合(単位：%)		摘要
					所有者	公社	
国有林	国有林	50	31	547.88	20	80	
		60	1	3.52	20	80	
		80	2	23.76	20	80	
	計		34	575.16			
公有林	県有林	80	1	105.51	30	70	
	市町村有林	80	12	246.60	30	70	
	計		13	352.11			
民有林	私有林	50	53	492.06	40	60	
		60	13	50.75	40	60	
		80	11	110.60	40	60	
		80	2	52.42	30	70	
	計		79	705.83			
合計		50	84	1,039.94			
		60	14	54.27			
		80	28	538.89			
			126	1,633.10			

- 注) 1. 収益分収の方法は、原則として造林木の売払い代金をもって行うものとするが、特別の事由がある場合については、材積をもって行う。
2. 当初契約年数別設定期間は概ね下記のとおりである。  
 昭和43年度～昭和49年度の契約及び平成5年度編入にかかるもの：50年  
 昭和50年度～昭和51年度の契約にかかるもの：60年  
 平成元年・2年度の契約にかかるもの：80年  
 平成18年度から80年を目途に契約延長に取り組んでいる。
3. 国有林、県有林は部分林契約、それ以外は分収林契約である。
4. 契約件数及び契約面積は契約ごとに集計している。

② 資金の調達

資金の調達については、造林補助金並びに高知県から教育の森造成事業費補助金と日本政策金融公庫及び市中銀行等からの借入金である。借入条件等については概ね次表のとおりである。

なお、平成19年度以降は金融機関から新規に借入をしていない。

ア. 平成7年度末までの契約に係るものの資金調達表

調達先	調達内容	年利率	据置期間	償還期間	摘要
造林補助金	県の査定額	—	—	—	
日本政策金融公庫	補助事業：(事業費－補助金)×0.9	6.5%以内	25年 (35年)	40年 (50年)	( )は S62年度 以降適用
	補助事業：(事業費－補助金)×1.0 〔森林整備活性化資金〕				
	非補助事業：事業費×0.9	3.5%以内	25年 (35年)	45年 (55年)	
高知県	森林造成事業の実行に要する経費から造林補助金、公庫資金及びその他の収入を差し引いた額	—	—	—	教育の森造成事業費補助金
市中金融機関	造林補助金、公庫資金及び教育の森造成事業費補助金の受入れまでのつなぎ資金	4.0%以内		1年	

(3) 森農センター造林

当公社の発足とほぼ同時に新設された森林開発公団（「独立行政法人 緑資源機構」を経て、平成20年4月1日現在「独立行政法人 森林総合研究所 森林農地整備センター」）造林制度における「造林者」として、農林水産大臣の指定する地域における水源かん養保安林の樹種、林相の改良と整備を行っている。

(4) 県営林造林事業の受託

昭和46年度(公社営林第2期計画初年度)から、新植・保育等について県の委託を受けて実施している。

平成11年度からは、財産処分を除いた県営林事業全般を受託し、公社営林事業と一体的に運営し事業の効率化を図っている。

(5) 森林・林業の普及啓発事業

平成20年度に電源開発株式会社、高知県、安田町、公社の4者で「清流安田川を育む森」の森づくりを協働で進める協定を締結しており、森林・河川・大気汚染を保全すること等を目的に、その事業のなかで同株式会社の社員の体験型環境学習への指導等サポートを行うこととしている。



## V 造林計画と実績

造林計画については、第1期は10ケ年を1期、第2期～第8期は5ケ年を1期とする経営計画を樹立した。

その計画と実績は次表のとおりである。(昭和36年度～平成24年度)

### (1) 公社営林

計 画		公 社 営 造 林			摘 要
年次	年度	計画	実績	対比(%)	
<b>第1期</b>	1	36	100	161	<p>当初計画は1,000haであったが県民の拡大造林に関する関心の高まりと急激な需要増大に応える為、第2年次及び第5年次に大幅な計画変更を実施した。 ここに公社営林の基礎が築かれた。</p>
	2	37	250	253	
	3	38	250	225	
	4	39	250	257	
	5	40	450	453	
	6	41	450	447	
	7	42	450	451	
	8	43	450	456	
	9	44	450	456	
	10	45	450	450	
計		3,550	3,609	102	
<b>第2期</b>	1	46	650	614	<p>公社が発足した昭和36年度における民有林の造林進捗は、僅か35% 158千haに過ぎなかった面積が、45年度末には256千ha(56%)に達した。 県の定めた昭和50年度末の造林目標は300千ha(66%)であったが、経済の高度成長と共に山村地域の過疎化が進み労働力不足、木材価格の低迷等により造林意欲が低下したことから公社営林への要請が高まった。このため、県の協力のもとに第2期計画の事業量を増大して造林事業の拡充に努めた。</p>
	2	47	650	652	
	3	48	650	580	
	4	49	650	560	
	5	50	650	679	
計		3,250	3,085	95	
<b>第3期</b>	1	51	750	739	<p>第2期計画終了時(昭和50年度末)における県下民有林の造林面積は県計画の300千haを達成出来なかったため、県の指導に基づき造林計画を3,730haとして目標達成に協力した。</p>
	2	52	750	747	
	3	53	780	789	
	4	54	750	724	
	5	55	700	614	
計		3,730	3,613	97	
<b>第4期</b>	1	56	500	497	<p>県下民有林の造林計画300千haは昭和54年度に達成されたが、公社造林に対する要請には根強いものがあつた。このため、県下の情勢を勘案して、新植事業の計画を漸減し、保育並びに保護管理に重点を移すこととし、既契約林の健全な育成を図ることとした。</p>
	2	57	400	314	
	3	58	300	335	
	4	59	200	284	
	60	60	100	113	
計		1,500	1,543	103	
<b>第5期</b>	1	61	150	151	<p>第4期計画終了時点で、公社経営林、教育の森、公団造林(公社は造林者)は17,504haとなった。しかし、木材価格の低迷により、民有林所有者の造林意欲が停滞してきたことから、国土保全や水源林確保並びに地域振興を図ることを目的として、特定保安林を主体に750haの拡大造林を実施することとした。また平成2年度には、国有林と分収造林「みどりの日」制定記念造林を実施した。</p>
	2	62	150	151	
	3	63	150	150	
	4	元	150	154	
	5	2	150	225	
計		750	831	111	

計 画		公 社 営 造 林			摘 要	
年次	年度	計画	実績	対比(%)		
第6期	1	3	200	210	105	民有林森林所有者の造林意欲の停滞傾向は続いている。しかし、山村経済や地域の活性化、就労の場の確保等を図るため、造林面積1,090haを実施した。
	2	4	220	231	105	
	3	5	230	230	100	
	4	6	240	209	87	
	5	7	250	210	84	
	計		1,140	1,090	96	
第7期	1	8	200	57	29	第6期計画終了時点で、公社造林の契約面積は14,798haとなった。 県下の拡大造林は概ね終わったので、今期から原則として再造林を対象とした造林計画を樹立した。再造林に当っては、スギ、ヒノキ等の適地以外においては、自然力を活用し造林木の保護、火災防止、野鳥の保護増殖等のため広葉樹を育成することとした。 なお、造林費用については公社50%、市町村50%の割合で各々が負担する新三者造林とした。又、平成8年4月1日からは森林整備公社と名称を変更した。
	2	9	200	50	25	
	3	10	200	20	10	
	4	11	200	7	4	
	5	12	200	0	0	
	計		1,000	134	13	
第8期	1	13	7	0	0	第8期の造林計画は、新三者造林の7haのみである。また、10年後の契約期間の到来に対応して契約の見直しなどの作業を始めた。 また、平成14年度に「公的分取林経営改善検討委員会」の提言を受け、今後は保有森林を健全に保つと同時に、主伐販売への体制づくりを行い経営改善に取り組む事とした。
	2	14	0	0	-	
	3	15	0	0	-	
	4	16	0	0	-	
	5	17	0	0	-	
第9期	18～24	-	-	-	新規契約を行わず、保育特に利用間伐を主体とした事業を実施することとした。	
合計		14,927	13,905	93		

## (2) 教育の森

計画		部分林		計 画 対比%	公有林等		計 画 対比%	計		計 画 対比%	
年次	年度	計画	実績		計画	実績		計画	実績		
計画	1	43	80	46	58	110	156	142	190	202	106
	2	44	80	135	169	110	76	69	190	211	111
	3	45	80	75	94	110	129	117	190	204	107
	4	46	80	62	78	110	147	134	190	209	110
	5	47	80	61	76	110	124	113	190	185	97
	6	48	60	80	100	110	93	85	190	173	91
	7	49	60	45	75	120	110	92	180	155	86
	8	50	60	13	22	120	155	129	180	168	93
	9	元	14	14	100	0	0	0	14	14	100
	10	2	10	10	100	0	0	0	10	10	100
合計			624	541	87	900	990	110	1,524	1,531	100

(3) 森農センター造林

計 画		森 農 造 林			摘 要	
年次	年度	計画	実績	対比 (%)		
<b>第1期</b>	1	36	200	137	69	<p>森林開発公団は、従来から実施されていた公有林野等官行造林法（大正9年に制定された）に基づく森林造成事業を引き継ぐとともに、水源かん養を目的とした森林開発公団法により森林の造成事業を行うとして発足した。</p> <p>高知県での計画では保安林の整備を目的とし当初2,000haであったが、県民の拡大造林に関する関心の高まりと急激な需要増大応えるため、第2年次に大幅な計画変更を行い、本表のとおり事業量を達成した。</p>
	2	37	350	251	72	
	3	38	350	320	91	
	4	39	350	427	122	
	5	40	350	395	113	
	6	41	350	397	113	
	7	42	350	487	139	
	8	43	350	403	115	
	9	44	350	456	130	
	10	45	350	296	85	
	計		3,350	3,569	107	
<b>第2期</b>	1	46	200	289	145	<p>県の人工造林計画が30万haとなっているが、山村地域の過疎化に伴う、労働力不足、木材価格の低迷等による造林意欲の低下などにより、公営造林に対する期待と要請が次第に増大してきた。</p> <p>民有林造林の補完的役割を果たすため、県の協力のもとに第2期計画の事業量を増大して造林事業の拡充に努めることとした。</p>
	2	47	200	246	123	
	3	48	200	99	50	
	4	49	200	55	28	
	5	50	200	30	15	
	計		1,000	719	72	
<b>第3期</b>	1	51	25	25	100	<p>公社造林と事業実施地域及び労務状況の調整を図りながら実施した。</p>
	2	52	5	5	100	
	3	53	10	10	100	
	4	54	20	27	135	
	5	55	20	9	45	
	計		80	76	95	
<b>第4期 ～ 第9期</b>	56 ～ H24					<p>第4期以降は新規契約を行わず、保育事業のみを実施することとした。</p>
	計		-	-	-	
合計		4,430	4,364	99		

## Ⅶ 平成22年度事業計画

### 1. 基本方針

第9期経営計画（平成22年3月変更承認）の目標達成に向け、利用間伐を実施し、収益の確保を行うとともに、本年度に予定している主伐地及び次年度以降の主伐計画地の確実な売却に向けた条件整備に取り組む。

さらに、伐期の平準化及び長伐期施業へ転換するため、土地所有者との契約延長に取り組み、特に利用間伐による木材収入を主体とした増収対策に努めるなど引き続き経営改善に取り組む。

なお、本年度も昨年度と同様に、保育事業等の補助残分については木材収入を充当して事業を実施することとし、

- ① 経営改善への積極的な取り組み
- ② 分収造林契約地の契約期間の延長
- ③ 利用間伐・管理、路網整備事業の効率的な実施
- ④ 外部事業の積極的な活用

の方針に基づいて事業を実施する。

また、高知県において平成21年度から引き続き開催されている高知県森林整備公社経営検討委員会で策定される「改革プラン」に即し、公社としても抜本的な経営改革に取り組む。

### 2. 事業の実施方針

(1) 平成22年3月の理事会において変更承認された、第9期経営計画（第2期経営改善実効計画）に基づいて計画的な事業を行うとともに、県等の協力を得ながら森林整備公社の経営改善に向けた取り組みを行う。

(2) 営林地の保育管理により、適正な森林整備を推進するとともに生産性の向上を図りながら、造林地の実状に適した利用間伐を積極的に実施する。

(3) 関係機関と密接な連携を取りながら、健全な森林の造成を図る。

(4) 路網整備については、利用間伐計画のある団地を重点的に整備し、木材の搬出が効率的、機能的に実施できるよう、公社営林周辺の森林所有者や県及び関係市町村等と連携をとり実行する。また、開設費の低減に努めるとともに、工事による林地荒廃の防止等林地保全にも十分留意する。

(5) 分収造林契約の変更

分収造林契約については、契約期限の到来に伴う集中的な伐採の回避と、長伐期施業へ転換し、森林の公益的機能を維持するために、土地所有者との契約延長の取り組みに努める。

(6) 事業の適正な執行

① 事業者との連携の強化

公社営林事業の実施に当っては、契約に基づきそれぞれの役割と責任を明確にし、連携を強化する。

② 「事業仕様書」の励行

事業実施に当っては、事業体技術者と現場作業員との連携を密にし、発注内容のとおり完成するように仕様書の励行に努める。

③ 検査業務の厳正

完成検査に当っては、設計書及び仕様書等と照合し厳正に実施する。

④ 保護管理の徹底

森林病虫獣害及び気象災害火災等による造林被害については、早期発見に努め速やかに対応する。

(7) 外部事業の積極的な取り組み

外部事業の導入により公社営林地の整備を促進するとともに、新規就労者の技術の習得の場として公社営林を提供することで、地域の新しい技術者の育成に協力する。

- ・ 緑の雇用担い手育成対策事業
- ・ ふるさと雇用再生事業等
- ・ 森林整備加速化事業

### 3. 事業計画の概要

(1) 公社営林等

区分	区分	会計	件数	数量	実施内容
保 育	除伐	一般	15	108ha	造林木の育成を阻害する不要樹種や、形質不良等の造林木を伐採する。
	保育間伐	〃	1	10ha	V 齢級以上の林分において、不用木 30%以上の伐採をする。
	利用間伐	〃	23	195ha	間伐木の造材、集積をする。
		教育	1	13ha	
		計	24	208ha	
	保育計		40	328ha	
路 網	作業路開設	一般	13	9,560m	木材搬出を目的に開設する。
	〃(森林整備加速化)	〃	2	2,000m	
	作業歩道新設	〃	16	6,760m	
		教育	1	1,000m	
		計	17	7,760m	
	作業路修理	一般	11	6,380m	必要に応じて実施する。
路網計	計	45	25,700m		
収 穫	立木販売(主伐)	一般	1	27ha	公売により、立木販売を行う。
	木材運搬 (利用間伐)	〃	23	6,833 m <sup>3</sup>	利用間伐で集積した間伐材を運搬、販売する。
		教育	1	511 m <sup>3</sup>	
		計	24	7,344 m <sup>3</sup>	

(2) 森林農地整備センター造林事業

森林農地整備センター造林の造林者として、既契約林の保育、路網整備等を実施する。

(3) 県営林造林事業

① 保育事業

- ・除伐 10.30ha
- ・間伐 181.89ha

② 保護及び施設事業

- ・歩道の刈払い 1,750m
- ・支障木の搬出

③ 収穫事業

- ・立木処分のための現地調査
- ・境界の確認及びマーキング

④ 管理事業

- ・次年度事業予定地調査
- ・県営林貸付地等現地調査
- ・現地巡回業務(森林保護管理事業)
- ・森林の現況把握等に必要の調査業務

4. 事業計画総括表

経営区分 作業種別		公社営林				教育 の森	計	センタ ー造林	県営林	合計
		公社 有林	2者	新3者	小計					
保育	除伐		86ha	22ha	108ha		108ha		11ha	119ha
	間伐	12ha	193ha		205ha	13ha	218ha	223ha	182ha	623ha
	計	12ha	279ha	22ha	313ha	13ha	326ha	223ha	193ha	742ha
路網 整備	作業路新設	650m	10,910m		11,560m		11,560m	26,750m		38,310m
	作業道修理		6,380m		6,380m		6,380m	400m		6,780m
	作業歩道新設		6,760m		6,760m	1,000m	7,760m			7,760m
	歩道修理								1,750m	1,750m
	計	650m	24,050m		24,700m	1,000m	25,700m	27,150m	1,750m	54,600m
毎木調査等									148ha	148ha
合計		650m	24,050m		24,700m	1,000m	25,700m	27,150m	1,750m	54,600m
		12ha	279ha	22ha	313ha	13ha	326ha	223ha	341ha	890ha

# 非皆伐施業の推進について

「美しい森林」共同整備高知県協議会2008年8月作成

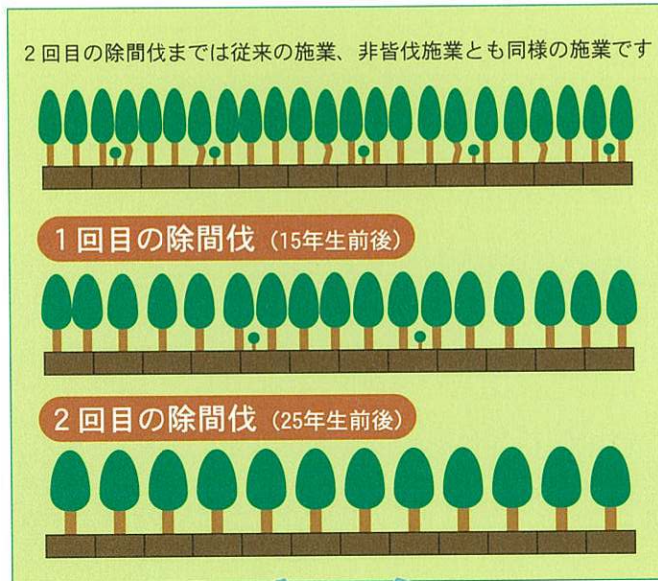
「美しい森林(もり)」共同整備高知県協議会では、(社)高知県森林整備公社の管理する森林において災害の防止・二酸化炭素の吸収・水資源のかん養をはじめ豊かな環境の保全といった森林のもつ公益的機能を発揮させるために非皆伐施業を推進します。



# 非皆伐施業の方法（イメージ）

一定規模の面積の森林を一度にまとめて伐採することを皆伐施業といいますが、それに対して非皆伐施業とは、皆伐施業のように伐採後、林地を裸地化させない施業方法です。

（社）高知県森林整備公社の分収造林契約地では、50～60年の契約期間を80年に延長した上で、保育事業として列状間伐を中心とした事業を実施することで非皆伐施業を推進します。



## 従来の施業

（50年・60年契約）

1回目の間伐（35年生前後）

50・60年生で伐採

伐採跡には、樹木はほとんど見えません

皆伐跡地の状況

## 非皆伐施業

（80年契約）

1回目の間伐（35年生から45年生）

列状間伐した空間に樹木が進入してきます

2回目の間伐（50年生から60年生）

樹木の帯が広がり成長していきます

80年生で伐採

伐採跡には、樹木が残ります



# Question(質問) & Answer(回答)

(社) 高知県森林整備公社との分収造林契約地についてのQ & Aです。

## Q1

なぜ、(社)高知県森林整備公社は契約期間の延長に取り組むのですか？



**A1** : 木材価格の低迷等、林業を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあります。現段階の試算では、50・60年の契約期間満了で、ほとんどの分収造林契約地において、今までの投資額が木材収入を上回り赤字となります。(社)高知県森林整備公社は、その対策として、森林所有者のご理解とご協力により80年の契約期間に延長し、非皆伐施業を推進しながら収支を黒字に転換させることを考えています。

## Q2

なぜ、非皆伐施業を推進する必要があるのですか？

**A2** : 現在の契約期間で、分収造林地を皆伐すれば収益性がなく、一般的に伐採跡地が裸地化することが予想されます。皆伐により林地が裸地化すると森林の公益的機能が発揮されなくなります。そのため、林地を裸地化させない、環境に優しい非皆伐施業を推進する必要があるのです。

## Q3

非皆伐施業を推進した場合のメリットは？



**A3** : 契約期間の延長により林齢の高くなった森林の間伐が可能となり優良材を生産することができます。また、林地へ植生が繁茂することにより、契約期間満了(80年)時点での伐採による林地の裸地化防止と伐採跡地への造林経費が節減できるとともに、災害の防止、水資源のかん養など森林のもつ公益的機能を発揮させることができます。

## Q4

このパンフレットを作成した  
「美しい森林」共同整備高知県協議会とは、  
どのような組織・団体ですか？



**A4** : 分収林に関する非皆伐施業を推進するために、(社)高知県森林整備公社の組織を活用してできた任意の団体で、同公社内に事務局があります。

## Q5

「美しい森林」共同整備高知県協議会の実施する  
事業の内容は？

**A5** : 次の①～③の事業に分けることができます。①非皆伐施業推進計画の作成（パンフレット等の作成）②地域の合意形成活動（非皆伐施業を推進するために分収造林契約者や近隣の森林所有者を対象とした調査及び合意形成活動）③契約変更推進活動（契約期間延長の済んでいない契約地等の契約期間延長などについて協議）



林内作業状況



作業道開設状況

### お問い合わせ

住所：〒780-8064

高知市朝倉丁280番地2

「美しい森林」共同整備高知県協議会

（高知県森林整備公社内）

電話：(088) 850-7870

ファクシミリ：(088) 844-0180

メールアドレス：kssk@kochissk.jp

ホームページアドレス：http://kochissk.jp/

### MEMO



平成22年7月 発行

〒780-8064

高知県高知市朝倉丁 280 番地 2

社団法人 高知県森林整備公社

TEL (088) 850-7870

FAX (088) 844-0180

e-mail [kssk@kochissk.jp](mailto:kssk@kochissk.jp)

URL <http://kochissk.jp/>

## ■ 経 営 方 針

高知県森林整備公社は、森林資源の保続培養及び森林の持つ公益的機能の維持増進を図るとともに、農山村経済の振興及び人的能力の開発向上、山村における就労機会の創出、林業事業体の育成などの目的を達成するために事業を実施してきました。

しかしながら、公社経営は木材価格の低迷など近年の林業を取り巻く厳しい環境のなかで、非常に厳しい状況にあります。そうしたことから、平成14年度には「高知県公的分収林経営改善検討委員会」の提言を受け、「公社改革プログラム（第1期経営改善実行計画：H15～H19）」を策定し、増収対策、金利低減対策、経費節減対策等に取り組み、平成20年3月に「第9期経営計画（H18～H22）」を変更（H18～H24）し、「第2期経営改善実行計画」として位置づけ、経営改善に取り組んでいるところです。

今後の取り組みとしましては、本格的な主伐期に向けた体制づくりを進め、収益性を重視した事業展開を行い、平成24年度の事業活動収支の黒字化（既往借入金の金利負担を除く）を達成し、借入金に依存しない事業展開に努め、長期的な経営収支の改善に向け積極的な取り組みを実施していきます。

理事長 富中 伸介



**公社一丸となって頑張ります！**



## ■ 平成22年度の取り組みについて

公社は、本格的な主伐期を迎え、体制の強化を図り、収益性を重視した事業展開を行い、経営改善に取り組みます。具体的には、利用間伐の着実な実施による増収対策や、事務・業務の簡素化による改善、繰り上げ償還などによる利子負担の軽減等に取り組んでいきます。

平成22年度は、16団地、120haの保育事業、23団地、195haの利用間伐、27haの主伐事業、約13kmの作業道の開設を実施するとともに、教育の森事業、森林農地整備センター造林事業、県営林事業等を実施します。

平成21年度の公社営林等造林事業の実績は、別表1のとおり23市町村において、約595haの間伐等の森林整備を実施するとともに、約50kmの作業道整備を、3億5千6百万円で行いました。この事業を通して地域の振興にもお役に立っていると考えています。

別表1

平成21年度 公社営林等造林事業市町村別実績			
市町村	公社造林等事業費計		
	保育等 面積(ha)	路網 延長(m)	事業費 (円)
東洋町	5.00	280	1,867,950
室戸市	41.78	5,652	31,150,350
北川村	30.03	629	8,039,050
馬路村	14.04	1,300	3,297,000
安田町	9.90		3,654,000
安芸市	51.86		11,164,650
香美市	28.46	3,469	30,255,750
大豊町	5.89		667,800
本山町		600	67,200
土佐町			
高知市	0.00	1,700	10,393,950
いの町	47.75	2,110	5,506,200
仁淀川町		400	163,800
中土佐町	65.48	1,917	23,707,950
津野町	64.00	5,370	28,725,900
梶原町	10.55	1,580	3,057,600
四万十町	59.19	7,812	57,390,900
黒潮町	39.85	1,153	22,566,337
四万十市	18.17	3,934	19,457,550
三原村		1,000	112,350
宿毛市	8.30	6,405	54,239,850
土佐清水市	80.70	3,390	32,571,000
大月町	14.00	1,455	8,527,050
計	594.95	50,156	356,584,187

※これ以外に未整備森林整備事業、緑の雇用事業を実施しています。

※土佐町は緑の雇用事業を実施しています。

## 公社改革の取り組み状況（H21～）

### 高知県森林整備公社経営検討委員会

#### 第1回(H21.11.18)

- ・賛助金の貸付金化について  
(増額される特別交付税の活用)
- ・他県公社の現状と債権回収の可能性等について

#### 第2回(H22.1.29)

- ・今後の公社の方向性について  
県民負担の明確化  
有利子負債の軽減対策  
新公益法人への移行 等

#### 第3回(H22.2.19)

- ・公社の存続、廃止は別にして、分収林事業の継続による環境や雇用の重要性の確認
- ・抜本的経営改善の必要性

#### 中間報告

今後の公社のあり方について、存続、民営化、県営林化、廃止を含め県民負担等を総合的に判断する必要があるため、今後1年程度継続検討を行い、「改革プラン」を策定し、抜本的な経営改革を推進する。

#### H22

- ・現地調査(H22.4.30、5.6)
- ・第4回～7回
- ・「素案」を9月議会に報告
- ・第8回～10回
- ※ 森林資産評価基準の策定

「改革プラン」策定

#### H23～

- ・「改革プラン」に沿った経営改革
- ・第10期経営計画の確実な実行
- ※第9期経営計画の達成  
(H24末の事業収支の黒字化)

高知県では、平成21年度に有識者や林業関係者等で構成する「高知県森林整備公社経営検討委員会」を設置し、今後の公社のあり方について議論してきました。検討の結果、国の動向や森林資産評価方法の策定状況等を勘案のうえ、平成22年度末を目標に「改革プラン」を策定して、抜本的な経営革新を進めていくこととなりました。

公社もこの「改革プラン」に沿った第10期経営計画を本年度中に策定し、平成23年度からも引き続き経営改革を進めていきます。



## ■ 総 会 開 催

平成22年5月20日に開催された「理事会」での審議議決を受けて、平成22年5月28日に「平成22年度通常総会」が開催されました。

島中理事長の挨拶の後、第1号議案「平成21年度業務報告書及び決算報告書について」、第2号議案「役員を選任について」、第3号議案「平成22年度補正収支予算について」が審議され、全会一致で決定されました。



平成21年度決算と第9期経営計画との対比

項 目	第9期経営計画(H21)	H21決算
事業活動収入	①利用間伐 面積 197.18 ha 材積 6,710 m <sup>3</sup> 木材収入 68,909 千円	162.84 ha 6,340 m <sup>3</sup> 65,480 千円
	②主伐の実行 面積 11.70 ha 材積 2,625 m <sup>3</sup> 木材収入 10,662 千円	18.54 ha 5,867 m <sup>3</sup> 11,000 千円
	③補助金 155,360 千円	84,166 千円
	④交付金の確保 40,066 千円	46,065 千円
	⑤新規受託事業の取組 (美しい森林整備事業) 12,749 千円	12,749 千円
事業活動支出	事業費支出 ①保育(除伐・間伐) 面積 134.66 ha 事業費支出 36,539 千円	27.25 ha 6,718 千円
	②間伐(利用間伐含む) 128,621 千円	89,559 千円
	③基盤整備 延長 24,665 m 事業費 69,718 千円	21,524 m 29,880 千円
	管理費支出 ①体制等 人件費 69,911 千円	分収林改革課の廃止 16名体制(補助1名) 76,506 千円 (うち新規受託分) (10,710 千円)
	②主伐開始に合わせて 販売班の設置	分収林改革課の廃止 12名体制(補助1名) 16名体制(補助1名) 販売戦略チームの設置
収支	事業活動収支差額 (支払利息を除く) △ 32,893 千円	△ 18,708 千円

【高知県からのお知らせ】

森林所有者の皆様へ

**ど存じですか。県では、間伐等に対する色々な支援制度があります。**

自分で自分の山の手入れをする場合 *(自己負担金、手数料、森林保険料が必要)	→	<b>造林事業</b> 補助率 48~68% 申込み・問い合わせは 森林組合 林業(振興)事務所	<b>緊急間伐総合支援事業</b> 補助率 定額 申込みは 市町村	<b>自伐林家等支援事業</b> 補助率 定額 申込みは 森林組合
山の手入れをしたいが自分ではできない場合 *(自己負担金、手数料、森林保険料が必要)	→			<b>みどりの環境整備支援事業</b> 補助率 定額 申込み・問い合わせは 森林組合、林業(振興)事務所
山の手入れが長い間できてない場合	→	<b>森林整備加速化事業</b> 補助率 定額 問い合わせ先 森林組合等		



お問い合わせ先

高知県 林業振興・環境部 林業改革課(間伐担当) 088-821-4602

安芸林業事務所 0887-34-1181	中央東林業事務所 0887-53-0655
嶺北林業振興事務所 0887-82-0162	中央西林業事務所 088-893-3612
須崎林業事務所 0889-42-2371	幡多林業事務所 0880-35-5977

■もしくは、お近くの市町村、森林組合までお問い合わせください。



## ■ 公社初の「主伐」を実施

平成21年度に公社として初めて分収契約の終了に伴う主伐事業を実施しました。

分収林事業は、造林や保育間伐等の施業経費に充てる自己資金がないことから、国等の補助金や政策金融公庫の融資等を充て、不足分は県からの貸付金でまかってきました。

今回の主伐事業地の立木は、1,100万円で販売することができましたが、昭和37年から投資してきた総額（約2,200万円）から、造林補助金等の収入を除いても、トータルとして約1,160万円の赤字精算となりました。

所有者への分配金に関しては、林業を取り巻く厳しい状況や、昭和55年をピークとして3分の1にまで落ち込んだ木材価格の低迷など、また、スギ、ヒノキ等の植栽した樹種による違いはありますが、今回の事業地では、所有者に約410万円を分配することができました。

### 主伐事業地の概要

#### 所在地

四万十町

#### 契約期間

昭和37年から平成24年の50年間

#### 面積

18.54ha（スギ3.70ha、ヒノキ8.00ha、マツ6.84ha）

#### 分収割合

公社60% 所有者40%

#### 施業内容

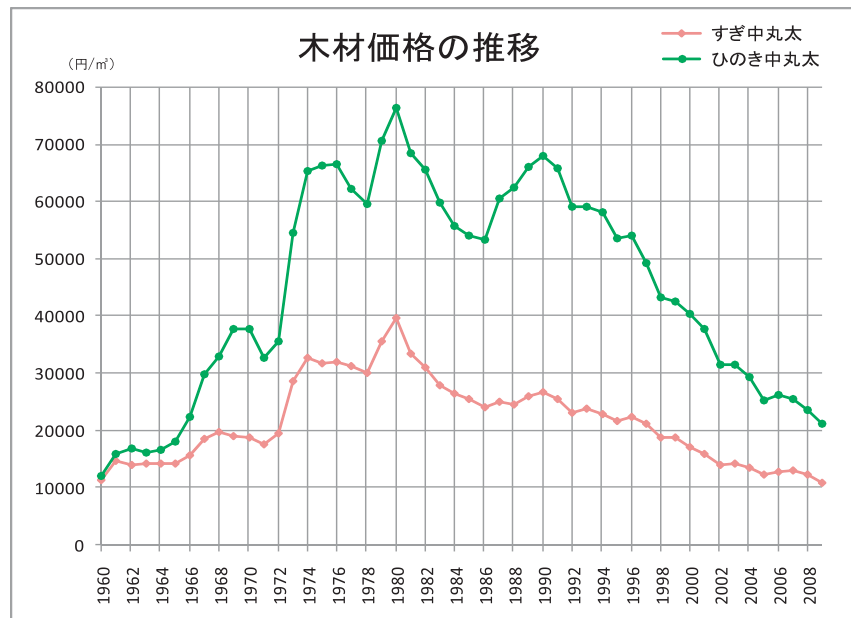
新植、下刈、つる切、除伐、間伐

立木販売額 11,000千円

販売諸経費 697千円

所有者配分金 4,122千円

公社配分金 6,181千円



## ■ 契約者の皆様へのお願い

### (1) 公社との契約地を相続又は売買した場合、公社までご連絡をお願いします。

あなたの住所・氏名、電話番号や相続人又は新しい所有者の住所・氏名、電話番号を公社まで必ずご連絡ください。また、相続登記はいつまでにしなければならないということはありませんが、利用間伐等の収益分配をスムーズに行うためにも相続登記を早めをお願いします。

### (2) 契約期間の延長契約について

木材価格の低迷等、林業を取り巻く厳しい状況から、公社では造林契約期間の延長を行い、それに伴う地上権変更登記を順次行っていますが、相続登記が行われていなければ、契約変更を行うことができません。相続関係を証明する書類等をご用意いただければ、相続登記に関するお手伝いを致しますので、皆様のご協力をお願いします。